

# ふるさと納税制度について

『最小限5000円の自己負担で、今納入している市町村税などの一部を、ふるさとで使って貰う制度の利用方法解説』

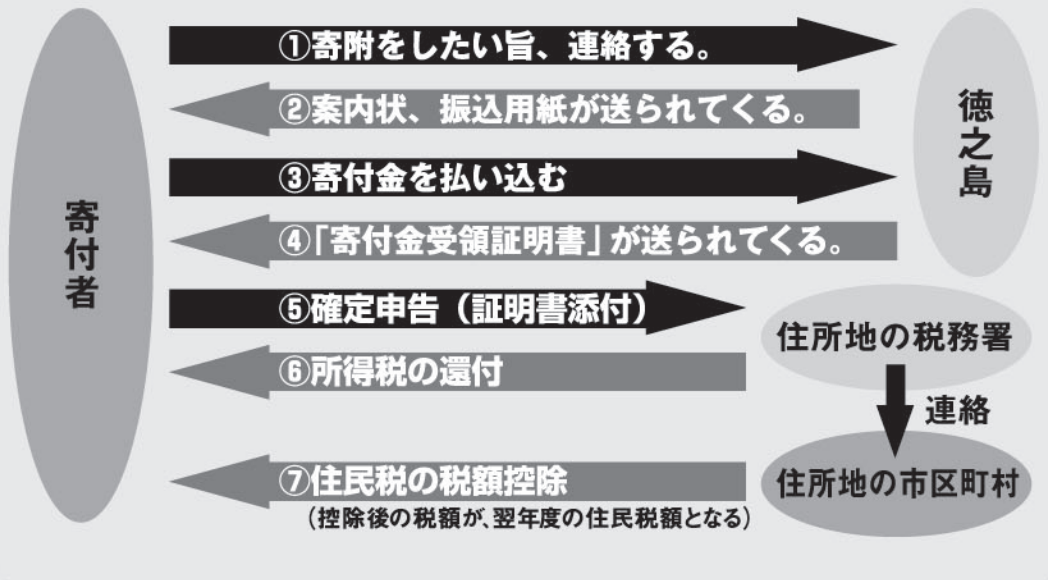


「ふるさと納税制度」とは、ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいというお気持ちをも、「寄付金」という形で実現できる制度です。協力したいと思われる方は、それぞれの役場へ連絡して案内状を取り寄せてください。

## 【ふるさと納税の仕組み】

※徳之島の応援したい町へ寄附をされた場合、現在住んでいる市区町村の個人住民税や所得税が一定限度まで控除されます。(税額控除) ※払うべき税金の額から差し引かれる。 ※控除される金額は、所得税と個人住民税をあわせて「寄附額ー5千円」が基本ですが、おおむね個人住民税所得割額の1割が上限となっています。 ※控除されるためには、確定申告をして下さい。

## 【ふるさと応援寄付金の流れ】



### 【問い合わせ先】

《天城町ゆたかなふるさと寄附金》

◆天城町役場総務課

電話 0997(85)3111

FAX 0997(85)3110

〒891-7612 大島郡天

城町平土野 26911

《きはらでえ伊仙応援寄附金》

◆伊仙町役場総務課

電話 0997(86)3111

FAX 0997(86)2301

〒891-8293 大島郡伊仙

町伊仙 1842

《徳之島町ふるさと思いやり基金》

◆徳之島町役場企画課

電話 0997(82)3111

FAX 0997(82)1101

〒891-7101 大島郡徳之

島町亀津 7203

### 【注意】

※不当な寄附の請求や強要、悪質な詐欺などには充分ご注意下さい。

※連絡は役場と直接に、そして送金は役場の専用振込用紙で振込みましょう。

内科・小児科・胃腸科

**北鴻巣クリニック**

院長 **井上脩士**

〒365-0073 埼玉県鴻巣市八幡田531  
TEL 048-596-1423 FAX 048-596-6139

NPO法人徳之島「夢」振興会議副理事長

関東徳州会顧問

木村屋商会代表

**木村利良**

(徳之島町井之川出身)

〒134-0015 東京都江戸川区西瑞江4-16-35  
TEL03-3652-5238 TEL/FAX 03-3654-5635